

職積み NISA 取扱規程

職積み NISA 取扱規程（利用会社等用）

（職積み NISA 取扱規程（利用会社等用）について）

第1条 「職積み NISA 取扱規程（利用会社等用）」（以下「本規程」といいます。）は、S M B C 日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で職場積立 NISA の事務取扱に関する覚書（以下「覚書」といいます。）を締結した利用会社等（以下「利用会社等」といいます。）が職場積立 NISA 制度に係る一連の事務処理を行うにあたり、当社の運営する事務処理システム（「職積み NISA」と称し、以下「システム」といいます。）を利用することに関する当社および利用会社等との間の契約内容を明確にするための取決めです。

（システムの利用の申し込み）

第2条 利用会社等は、当社所定の方法により申し込み、当社がこれを承諾した場合に、当社が定める日からシステムを利用することができます。

2 当社は、システムおよびシステムの利用により当社が提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する事項ならびに本サービスを利用する際に必要なメールアドレス、事業主コード、ログイン I D およびパスワード等（以下これらを「認証 I D」と総称します。）の取扱いに関して、本規程とは別に「職積み NISA 取扱規程（システム利用者用）」（以下「取扱規程（システム利用者用）」）といいますが、）において定めるものとします。

（システムの利用者の範囲）

第3条 システムの利用者は、次に掲げる者のうち取扱規程（システム利用者用）の内容に同意した者に限ります。

(1) 当社と本サービスを利用する旨の契約または合意を行った利用会社等の役員および従業員（以下「役社員等」といいます。）であり、かつ利用会社等の定める職場積立 NISA に関する規約に同意した者

(2) 利用会社等において職場積立 NISA に関する事務を取り扱う担当者（以下「担当者」といいます。）

2 利用会社等は、前項に基づく対象の利用者以外の者にシステムを利用させないものとします。

（システムの運営）

第4条 当社は、システムの一部について、日興ビジネスシステムズ株式会社、日興システムソリューションズ株式会社（2026年4月1日付け合併の効力発生後は、株式会社日本総合研究所）、その他当社が委託契約を結んだ会社（以下「再委託先」と

います。)への委託により運営を行います。

- 2 利用会社等は、システムの利用に当たっては、当該覚書に準じてシステムを取り扱うこととします。

(システムの利用方法)

第5条 システムは当社に設置し、利用に当たっては、原則として利用会社等のネットワークからシステムにアクセスするものとします。また、利用者のシステムへのアクセス方法は、以下のとおりです。

- (1) 利用者のうち担当者

利用者各々に設定された認証IDを入力することによりアクセスします。

- (2) 利用者のうち役社員等

システムの利用前に予め当社のオンライントレードサービスである「日興イージートレード」(以下「EZトレード」といいます。)にログインしたうえで、EZトレードの当社が指定したページよりシステムへアクセスします。

- 2 前項のシステムへのアクセスは、公衆回線を利用したインターネット接続によるものとします。
- 3 利用者の認証は、以下のとおりに行います。

- (1) 利用者のうち担当者

利用者が第1項(1)の規定によりシステムにアクセスした場合には、システムは、個々の認証を行うものとします。

- (2) 利用者のうち役社員等

利用者が第1項(2)の規定によりシステムにアクセスした場合には、システムは、個々の認証を行うものとします。

- 4 当社は、前項の認証が行われたときは、システムへの当該アクセスは、利用者による正当なアクセスとみなして事務処理を行います。

(システムの利用時間)

第6条 システムの利用時間は、別途、当社が定めるものとします。

(機密の保持)

第7条 当社は、システムを通じて知り得た利用会社等および利用者(以下「利用者等」といいます。)の情報を第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとし、覚書に定める委託業務および本サービスの提供の範囲外で利用しないものとします。ただし、当社が法令諸規則(自主規制機関の規則等も含みます。)により開示を義務づけられ、または政府機関、金融商品取引所、金融商品取引業協会その他の公的機関もしくは自主規制機関により情報の開示を要求されたときは、この限りではないものとします。

- 2 当社は、再委託先に対して、前項の機密保持義務と同等の義務を負わせるものと

します。

- 3 当社は、利用会社等のシステムの利用が終了した後においても、前各項に定める機密保持に関する義務を負うものとします。ただし、利用者等の情報について、正当な廃棄等により当社が当該情報を保持しなくなったときは、この限りではありません。

(不正アクセスを防御する技術的な障壁の構築)

第8条 当社は、システムについて、利用者等の情報への不正なアクセスまたは当該情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとします。

(システムの変更)

第9条 当社は、システムを変更しようとするときは、あらかじめ利用会社等に通知するものとします。

(本サービスの利用の変更)

第10条 利用会社等が利用する本サービスの内容について変更を希望する場合は、当社所定の方法により申し込み、当社がこれを承諾した場合に、当社の定める日から変更するものとします。

(権利の帰属)

第11条 利用者等にかかわるデータを除き、本サービスにかかる一切の権利は当社に帰属するものとし、利用会社等は、当社に無断でこれを転用、複製または改変等することはできません。

(損害賠償)

第12条 当社は、システムの運営上、当社の故意または重過失により利用会社等に損害が生じた場合には、その損害を賠償するものとします。

- 2 当社は、システムの運営上、利用会社等の責に帰すべき事由により当社に損害が生じた場合は、当社に生じた損害の賠償を利用会社等に対し請求することができるものとします。

(システムの利用の終了)

第13条 本規程にもとづく利用会社等によるシステムの利用は、次の場合に終了するものとします。

(1) 覚書の終了の場合

当社と利用会社等との間の覚書が終了したときは、利用会社等によるシステムの利用も終了するものとします。

- (2) 当社から利用会社等に対する終了の通知
当社は、システム利用の終了に関する通知を利用会社に対し発信した日から6か月以上経過後の当社の指定した日に終了するものとします。
- (3) 利用会社等が本規程に違反し、かつ引き続き本規程の履行に重大なる支障をおよぼすと認められた場合に当社が行う終了の通知
この場合には、利用会社等に重大な損害をおよぼすと認められる場合を除き、その終了の通知発信の日から3か月以上経過後の当社の指定した日に終了するものとします。

(免責事由)

第14条 当社は、システムの運営上生じた以下の損害につき利用会社等に対し一切責任を負わないものとします。ただし、損害の発生が当社の故意または重過失による場合は、この限りではありません。

- (1) 通信回線および通信機器、コンピュータシステムおよび機器等の障害による損害
- (2) 第8条に定める防止措置にもかかわらず、第三者が利用者の認証IDを使用し、システムに不正アクセスしたことにより生じた損害
- (3) 第8条に定める防止措置にもかかわらず、通信回線の傍受等により生じた損害
- (4) 利用者の認証IDの誤使用等により当社がシステムを制限・中断したことによる損害
- (5) 利用者等が、本規程、覚書および取扱規程（システム利用者用）に反した手続きを行ったことにより生じた損害
- (6) 利用者等が、当社からの通知等の確認を怠ったことが原因となり生じた損害
- (7) 利用会社等がシステムを通じてなした作業指示に従って当社が事務処理を行った結果生じた損害
- (8) システムの情報の使用に起因する利用会社等の一切の行為により生じた損害

(本規程の改定)

第15条 本規程は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。

(管轄裁判所)

第16条 本規程に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理するものとします。

2026年2月9日制定

職つみ NISA 取扱規程（システム利用者用）

（職つみ NISA 取扱規程（システム利用者用）について）

第1条 「職つみ NISA 取扱規程（システム利用者用）」（以下「本規程」といいます。）は、SMB C 日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）の運営する事務処理システム（「職つみ NISA」と称し、以下「システム」といいます。）およびシステムの利用により提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する事項ならびに本サービスを利用する際に必要なメールアドレス、事業主コード、ログイン ID およびパスワード等（以下これらを「認証 ID」と総称します。）の取扱いに関して規定するものです。

（本サービスの概要・利用条件）

第2条 本サービスは、次に掲げる者のうち本規程の内容に同意した者（以下「利用者」といいます。）に対し、インターネットを経由して、第 3 項に規定するサービス、情報等を提供するものです。

- (1) 当社と本サービスを利用する旨の契約または合意を行った会社等（以下「利用会社等」といいます。）の役員および従業員（以下「役社員等」といいます。）であり、かつ利用会社等の定める職場積立 NISA に関する規約に同意した者
 - (2) 利用会社等において職場積立 NISA に関する事務を取り扱う担当者（以下「担当者」といいます。）
- 2 役社員等による本サービスの利用は、当社の証券総合口座が開設されており、当社のオンライントレードサービスである「日興イーリートレード」（以下「EZ トレード」といいます。）がご利用できることが前提となります。
- 3 当社が提供する本サービスの具体的な機能は以下のとおりです。なお、運用商品については、租税特別措置法に基づく NISA の投資対象である有価証券のうち、当社と利用会社等が協議の上利用会社等が選定した上場株式等（上場投資信託、上場 REIT を含む。以下同じ。）および株式投資信託に限ります。
- (1) 役社員等に提供する機能
 - ① 投資信託・株式累積投資の積立申し込み（運用商品の選択・拠出金額の設定等を含む）の登録、変更、取消およびそれらの内容確認
 - ② 役社員等が申し込みを行った投資信託・株式累積投資の積立への拠出金額・運用商品の変更、拠出の休止・再開（以下「各申し込み」といいます。）の登録、変更、取消およびそれらの内容確認
 - ③ 役社員等の登録情報の照会
 - ④ 当社および利用会社等からのお知らせの確認
 - ⑤ その他当社から利用会社等へお知らせのうえで追加する機能
 - (2) 担当者に提供する機能
 - ① 利用会社等の担当者アカウント一覧の閲覧

- ② 担当者用通知メール配信先メールアドレスの登録および変更
 - ③ 利用会社等ごとに設定する役社員新規入会専用パスワードの変更
 - ④ 役社員等の各申し込みの承認、差し戻し
 - ⑤ 役社員等の各申し込み状況の確認
 - ⑥ 役社員等の基本情報・積立設定情報・申込履歴の確認
 - ⑦ 募集スケジュールの登録および変更
 - ⑧ 利用会社等が職場積立 NISA 制度を運営するにあたって事務取扱明細書に記載した事項に関する情報の閲覧
 - ⑨ 控除明細表・取引明細表等帳票ファイルのダウンロード
 - ⑩ その他当社から利用会社等にお知らせのうえで追加する機能
- 4 本サービスは、当社が別途定めるブラウザやバージョンでアクセスすることを推奨しています。それ以外のブラウザやバージョンでアクセスされた場合には、警告メッセージが表示され、画面が表示されないおそれがあります。なお、この結果生じた損害について、当社は責任を負いません。
- 5 当社は、利用会社等および利用者（以下「利用者等」といいます。）に通知することなく、本サービスで提供する情報の内容およびデータベース、本サービスの利用に必要なソフトウェアのバージョン、プラグインソフト等を変更することがあります。ただし、利用者等に対する影響が重大と想定される場合は、当該変更について通知します。

（ネットワークの形態・通信機器等）

第3条 本サービスは、原則としてインターネット接続により提供します。

- 2 利用者等は、本サービスを利用するために必要なパソコンその他の通信機器およびソフトウェアを、自己の責任と負担においてすべて準備し、かつ、通信手段を選択して、本サービスを利用するものとします。

（利用者の認証ならびに認証IDの決定・交付および削除）

第4条 利用者の認証は、以下のとおりに行います。

(1) 利用者のうち担当者

担当者は、システムへのアクセスに際し、利用者各々に設定された認証IDを入力します。システムはそれらの認証IDについて個々の認証を行います。

(2) 利用者のうち役社員等

① 役社員等は、システムの利用前に予めEZトレードにログインしたうえで、EZトレードの当社が指定したページよりシステムへアクセスします。役社員等がシステムへアクセスした際、システムは役社員等がEZトレードへのログイン時に入力した認証IDについて、個々の認証を行います。

② システムは、初回入会登録時に限り、本号①に続いて、利用会社等に関する認証を行います。利用会社等に関する認証とは、役社員等が入力した利

用会社等に関する認証IDについて、予め利用会社等と当社が設定した認証IDをもとに、システムが認証を行うことを指します。

- 2 認証IDの決定につきましては、以下のとおりです。
 - (1) 利用者のうち担当者
担当者の使用する認証IDのうちメールアドレスは、利用会社等が決定して当社が登録します。
 - (2) 利用者のうち役社員等
第4条第1項(2)①の認証対象となる認証IDについては、役社員等が当社に開設した証券総合口座を特定するため当社が役社員等につき決定・交付した支店コード・口座番号に加えて、当社証券取引約款に定める方法で決定・交付されます。第4条第1項(2)②の認証対象となる認証IDのうち、事業主コードは当社が決定して利用会社等に交付し、新規入会専用パスワードは原則として利用会社等が決定して役社員等に交付します。
- 3 実在する認証IDにより本サービスへのアクセスがなされた場合には、当社は、本サービスへのアクセスが、利用者による正当なアクセスであるものとみなしてサービス提供を行います。
- 4 利用会社等として不要になった認証IDは、利用会社等において削除するものとします。

(認証IDの管理)

第5条 認証IDは利用者自らが責任を持って厳重に管理するものとします。利用者がこれを怠ったことにより、認証IDが不正に使用されること等によって利用者等に損害が生じても、当社は責任を負いません。

(法令等の遵守)

第6条 利用者等は本サービスの利用に当たり、本規程のほか、法令ならびに金融商品取引業協会および金融商品取引所の諸規則を遵守することとします。

- 2 前項に違反した場合には、本サービスの利用を制限または中断することがあります。

(個人情報の利用目的)

第7条 当社は、利用者等より登録された利用者名、残高情報等の個人情報を、利用会社等からの委託業務および本サービスの運営のために利用します。

- 2 当社は、前項に加えて、当社の商品、サービスを利用者にご案内することがあります。
- 3 利用会社等は、個人情報の安全管理が図られるよう、当社に対する必要かつ適切な監督を行うことができます。

(利用時間)

第8条 利用者等が本サービスを利用できる時間は、別途、当社が定めるものとします。

(情報利用の制限)

第9条 利用者等は、本サービスにより受ける情報を、利用会社等の職場積立NISAの運営または役社員等の行う証券投資および資産形成の資料としてのみ使用するものとし、次の各号の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスにより受ける情報を、営利を目的として加工および再利用すること。
- (2) 利用者等の認証IDを第三者の利用に供すること。

(システムの変更)

第10条 当社は、システムを変更しようとするときは、あらかじめ利用会社等に通知するものとします。

(権利の帰属)

第11条 利用会社等の利用者にかかわるデータを除き、本サービスにかかる一切の権利は当社に帰属するものとし、利用者等は、当社に無断でこれを転用、複製または改変等することはできません。

(本サービスの制限、中断または終了)

第12条 利用者等が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は利用者等に何ら事前に通知または催告することなく、本サービス提供の制限、中断または終了を行います。

- (1) 当社と利用会社等との契約または合意に基づき本サービスの利用を制限または中断した場合
- (2) 当社と利用会社等との契約または合意に基づき利用会社等が本サービスの利用を終了した場合
- (3) 利用者が利用会社等を退職または退任した場合
- (4) 利用者が次に掲げる行為を行った場合
 - ① 入力されている情報の改ざんを行った場合
 - ② 認証IDを不正に使用した場合
 - ③ 本サービスの運営を妨害した場合
- (5) 利用者が本規程の規定に違反する場合、その他利用者が本サービスを利用することにつき当社が不相当と判断した場合

(免責事由)

第13条 本サービスの利用にあたって利用者等に生じた次の各号の損害については、当社は責任を負いません。ただし、損害の発生が当社の故意または重過失による場合

は、この限りではありません。

- (1) 通信回線および通信機器、コンピュータシステムおよび機器等の障害による損害
 - (2) 利用者の認証 I D を利用者等自身が入力したか否かにかかわらず（第三者により入力された場合を含みます。）、認証 I D を使用して本サービスにアクセスしたことにより生じた損害
 - (3) 利用者等の認証 I D の誤使用等または第 6 条第 2 項もしくは第 12 条の規定により、当社が本サービスの利用を制限もしくは中断または終了したことによる損害
 - (4) 利用者等が、本規程および利用会社等と当社との間の職場積立 NISA の事務取扱に関する覚書に反した手続きを行ったことにより生じた損害
 - (5) 利用者等が、当社からの通知等の確認を怠ったことが原因となり生じた損害
 - (6) 電話回線、専用回線等の通信経路において盗聴等がなされ、またはインターネット上のセキュリティが破られたことにより利用者等の情報等の漏洩が原因となり生じた損害
 - (7) 利用会社等が本サービスから行った作業指示に従って当社が事務処理を行った結果生じた損害
 - (8) システムの情報の使用に起因する利用者等の一切の行為により生じた損害
- 2 前条各号に掲げる事由のほか、やむを得ない事由により当社は本サービスの提供の中止もしくは中断または内容等の変更を行うことがあります。そのために生じた損害について当社はその責を負いません。
 - 3 当社の責に帰すべきでない事由により利用者等に生じた損害について当社は責任を負いません。この場合において必要となる費用等は責を負うべき利用者等が負担するものとします。

（本規程の改定）

第14条 本規程は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。

（管轄裁判所）

第15条 本規程に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理するものとします。

2026 年 2 月 9 日制定